

平成 2 1 年度

市への意見・要望

集計結果報告書

朝霞市市政情報課

はじめに

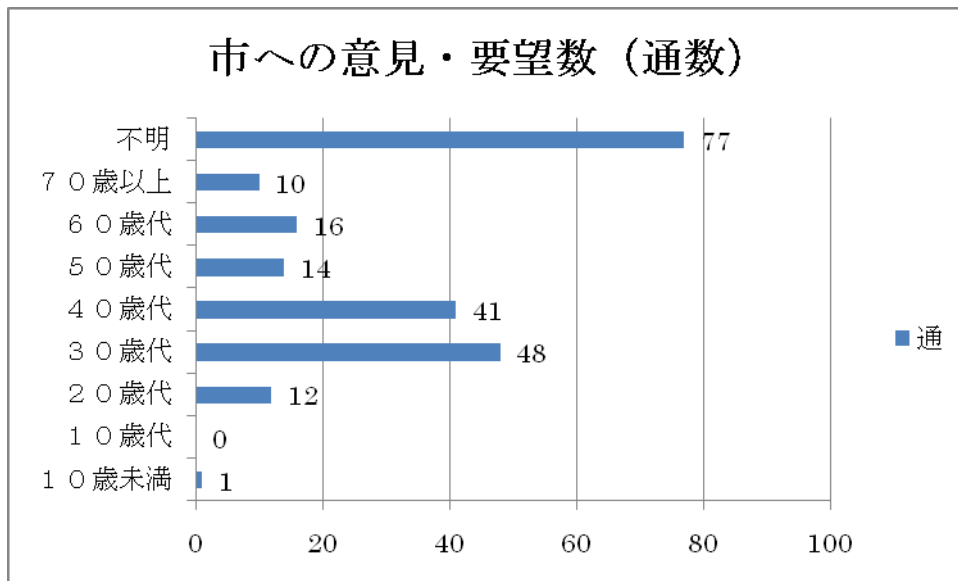
この冊子は、平成21年度に寄せられた「市への意見・要望」の中から、主なもの27通を掲載しました。内容については、プライバシー保護などのため一部修正してある部分や、時間の経過により現状と合致しないところもありますが 御了承ください。

なお、この冊子は、市役所3階市政情報コーナー、各公民館、図書館、図書館北朝霞分館に備え置いています。

平成 2 1 年度

総 数 …… 2 2 8 通 (2 4 3 項目)

回答数 …… 1 9 6 通 ※回答不要 3 2 通



内容別内訳

- 都市整備…………… 80 項目
- 生活環境…………… 50 項目
- 福祉・健康づくり…… 40 項目
- 教育・文化…………… 30 項目
- 産業振興…………… 6 項目
- 交流・コミュニティ… 1 項目
- その他…………… 36 項目

目 次

都市整備

砂場の猫よけ柵について	1
北朝霞公園の子供向け遊具について	2
武蔵野線ガード下の危険な交差点について	3
黒目川沿いに公衆トイレを設置することについて	4

生活環境

朝霞台駅ロータリーの禁煙地区について	5
防犯カメラの設置と単票名簿の導入について	6
朝霞台駅にエレベーターを作してほしい	7
タバコのポイ捨てによる道路の汚れとトンネル内道路の汚れについて	8
市内循環バスの本数を増加してほしい	9

健康・福祉

新型インフルエンザの危機的状況を想定したシミュレーションを準備してください	10
保育園における感染症・衛生対策の徹底を指導してください	11
わくわくどーむの幼児用フェールの利用について	12
本庁正面入口右側にある喫煙所について	13

教育・文化

距離が近い和光市の北原小学校へ通わせてほしい	14
技術の伝承の場を作って欲しい	15
弁財公園テニスコートの使用時間枠を伸ばしてください	16
予約完了のお知らせをメールで受け取れるようにしてほしい	17
図書館本館の飲食スペースと学習スペースについて	18
体育施設の70歳以上の利用無料について	19

産業

朝霞市内共通商品券の取扱店を公表してほしい	20
-----------------------	----

その他

固定資産税など各種クレジットカードで決済できるようにしてほしい	21
広沢の池に錦鯉を放流した経緯を教えてください	22
Internet Explorer 以外のブラウザにも対応したホームページにして欲しい	23
防災無線放送内容のメール配信、HP掲載について	24
広報紙の発行を月1回にするなど経費削減を進めて欲しい	25
土日に住民基本台帳カードの新規発行をできるようにしてほしい	26

都市整備

砂場の猫よけ柵について

朝志ヶ丘東児童遊園地の砂場に猫が糞をしているので、猫が入れないように、柵をつくってほしい。先日、浜崎団地内の公園のベンチで、子供が落ちてケガをしました。親の不注意もあるのですが、子供がたくさん行く公園のベンチに背もたれがないのは危険だと思います。とくにこの公園は、ベンチの後ろに花壇の石があるので、背もたれをつけてほしいです。

ご意見をいただきました朝志ヶ丘東児童遊園地の砂場が、猫の糞により子供が安心して遊ばせられない状況とのことで、大変ご不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。

猫等が公園の砂場で、糞を排泄する場合は認識しており、その対応策として、現在、砂場は10日に一度の点検清掃を行い、また、毎年、菌群等を死滅させる抗菌砂を砂場の砂の中に補充し、良好な状態が保てるようにするとともに、公園の清掃等日常の維持管理を委託している業者に糞や危険物等を発見した場合は、速やかに排除するように指示し安全管理に努めております。

しかしながら、猫は犬と違い、自由に移動する動物であり、ご指摘の点については、完全に解決することは大変難しいため、市におきましても対策に大変苦慮しております。今後におきまして、日常管理だけでは砂場の糞の改善が図れない場合には、砂場の周囲に柵を設置することを検討したいと考えております。

なお、浜崎団地内の公園のベンチのご要望ですが、この公園は市で設置した公園ではなく、独立行政法人都市再生機構（旧都市基盤整備公団）が設置・管理を行っております。ご要望につきましては、誠にお手数ですが、都市再生機構西埼玉住宅管理センターまでお問い合わせください。

北朝霞公園の子供向け遊具について

北朝霞公園の遊具についてお願いがあります。低年齢の子供向け遊具を設置してください。

現在、北朝霞公園にある遊具で1歳～3歳程度の子供が遊べるのは、右奥にある象の形の滑り台くらいです。

しかし、その滑り台はジャングルジムを登らないと滑り台部分まで行けない作りになっており、幼児にはとても危険です。

そのため、子供を滑り台部分まで持ち上げて利用している親がほとんどです。

とても不便ですし、頭上まで子供を持ち上げるのですから、安全ではありません。

全体的にどの遊具も古くなっていますし、低年齢から小学生までが安全に楽しく遊べる遊具の設置をお願いいたします。

ご意見をいただきました北朝霞公園に小さいお子さんが遊べる遊具が、少なくご不便な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。

北朝霞公園は、北朝霞土地区画整理事業により整備され、昭和51年に開設された朝霞市で1番古い都市公園の一つとして地域の皆様にご利用いただいております。また、彩夏祭北朝霞会場としても、地域の皆様に親しまれている公園となっております。

しかしながら、現在北朝霞公園に設置されております遊具は、対象年齢が比較的高めな遊具に偏っており、小さなお子さんをもつお母様方にご不便をおかけしている状況となっております。

市といたしましても、このような状況は認識しており、今後遊具の入れ替え時に、小さなお子様安心して遊べるような遊具の設置を検討したいと考えております。

武蔵野線ガード下の危険な交差点について

武蔵野線のガード下で朝霞浄水場の角に当たる場所での横断歩道について、右折や左折をしてくる車・バイクと歩行者・自転車との事故が起きる率が高いと感じます。信号待ちをしているときに何度となく（事故にはならないものの）危機一髪の状態を目に致します。この交差点は構造的に事故が多発し易いと思いますので、注意を促す標識や、信号機の変更、横断歩道や交差点の改造工事等を施し、何らかの手を打たなければいけないのではないのでしょうか。

右折の車は対向車にのみ注意がいき、加速して曲がる傾向にあります。歩行者等が突然目の前に現れ、急ブレーキをかけるようです。また、左折車側からはこの歩道が若干内側にあるために視覚に入りにくいようです。歩行者側（特に運転経験等のない人は自分の身に生死の危機が迫っているにもかかわらず）危険であるという認識のないまま渡っている感じが致します。私のこのような観点より、実際に専門家が現地を視察した上で、効果的な改善策をお願いできればと思います。対応の程よろしく願いいたします。

ご指摘の武蔵野線ガード下の県道と光志木線と市道の交差点は、市道両方向から交差点内に向かって下り坂となり、スピードが出やすい交差点であることは認識しております。現地を確認のうえ、朝霞警察署とも協議いたしました。既に歩行者用信号機も設置されている等、現状においての新たな対策は難しい状況でございます。また、現在工事中の水道橋交差点から県道と光志木線間が通行可能になれば、ご意見をいただいた交差点を通行する車両は減少するのではないかと思われま。

なお、東京都朝霞浄水場南側の市道からの通行車両に対する注意喚起については、看板等を設置して対応したいと考えております。

さらに、悪質なドライバーについては、取締りの対象になりますので警察に取締りの強化を要望いたしました。

黒目川沿いに公衆トイレを設置することについて

私は毎朝、黒目川沿いを泉橋から岡橋の間を1時間くらいかけてウォーキングしております。私と同じ様に多くの市民が自分達の健康と憩を求めて歩く姿がみられます。早朝など近くに利用できる公衆トイレがなくて非常に不便を感じております（浜崎橋から岡橋あたり）。早急に仮設でも良いですからお願いします。左岸 No48 附近にはベンチもあり休憩するにも適当な場所だとも思われます。

黒目川遊歩道は埼玉県河川改修事業に伴い遊歩道として整備したもので、多くの市民の方に散歩やジョギング等に利用されております。

市では、市民の方が河川を利用しやすいようにベンチや案内板、桜の時期には提灯や灯籠を設置し、より親しんでいただけるよう努めております。

さて、トイレの設置についてのご要望でございますが、市では、黒目川のほぼ中央に位置する新高橋ふれあい広場に平成17年度公衆トイレを設置し、多くの方に利用されております。また、黒目川沿いには多くの公共施設があり、消防署浜崎分署については24時間ご利用できますのでお使いいただきたいと思います。

市といたしましては、引き続き河川環境の向上に努めて参りますので、ご理解賜りたいと存じます。

生活環境

朝霞台駅ロータリーの禁煙地区について

昨年の11月から朝霞市民となった者ですが、一つ要望があります。

朝霞台駅の東弁財のロータリーのところですが、禁煙地区だと思うのですが、花壇のところすわって、たくさんの人たちがたばこを吸っています。昨年、朝霞市民になるために朝霞台駅に降りた時にショックをうけました。私の住む町、朝霞市をよくしたいです。よろしくお願いいたします。

朝霞市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙をしないよう努めることを規定するとともに、朝霞駅、朝霞台駅・北朝霞駅周辺に「路上喫煙禁止地区」を設け路上喫煙を禁止し、市民の方にはこれらの条例の趣旨をご理解いただけるよう市広報紙や啓発物等を通じて周知しております。

「路上喫煙禁止地区」内におきましては、条例施行時より人通りが多い通学・通勤時間帯の朝、夕の2時間、禁止地区内の監視パトロールによる指導や、啓発看板・路面表示シールなどを設置して路上喫煙防止に努めると同時に、ポイ捨て禁止・路上喫煙防止キャンペーンの実施や環境美化推進員による環境パトロール等を実施するなど路上喫煙を許さない環境づくりを進めております。

ご指摘の朝霞台駅ロータリーの花壇付近の喫煙につきましては、監視パトロール員に状況を伝え、監視するよう指示いたしました。直接指導ができる監視パトロールの時間帯以外では、個人のモラルによるところが大きいため、今後も引き続きこのような活動を続けるとともに禁止看板等の視覚に訴える啓発物の充実にも努めたいと考えております。

防犯カメラの設置と単票名簿の導入について

防災、防犯カメラの設置をご検討をお願いします。鉄道各社（ＪＲ、東武）や商店街の地域の皆様と連携して、駅周辺や交差点にビデオ録画のできるカメラをお願いします（ひったくりや痴漢等に効果があると聞いております）。

小学校の見学会に参加させて頂きました。子供が来春１年生になるので見学させて頂きました。受付時に連名簿による名簿記入がありましたが、これでは個人情報が見えてしまいます。個人情報保護法の観点からも名簿は一人１枚の単票にして、その場で回収しないと遵守の意味がありません。（民間会社ですでにそうなっています。）博物館で鉄道展を見たときも同様な書式でした。この名簿は廃止して新しいものに直さないと、もし、個人から市側が何らかの形で訴えられた場合、非常に不利な立場になると思います。

他のイベント等の連名簿記入は、今すぐやめて単票にあらためていただくよう通達をよろしく願いいたします。

最初に防犯カメラにつきましては、現在、街頭では朝霞駅前商店会が設置しているほか、公共施設や民間施設におきましては、利用（居住）者の安全確保や犯罪の未然防止、施設の監視等の目的で必要に応じて設置しています。

防犯カメラは、犯罪を起こそうとする者が捕まることを恐れ、犯行を思いとどまるという考え方から、安全安心の確保に役立つ設備であるといわれていますが、その反面、本人同意のない撮影行為や記録保存によるプライバシー保護の問題等のほか、監視されるイメージへの拒否感があるともいわれています。

このようなことから、防犯カメラの設置につきましては、各施設等の管理者が設置目的を十分検討し、適切な配置と運営管理を行っていただきたいと考えております。

次に受付名簿の個人情報についてですが、朝霞市においては、個人情報保護条例を平成９年４月１日から施行し、平成１７年４月１日からの個人情報保護法の全面施行に合わせ改正を行った個人情報保護条例を平成１７年４月１日から運用しております。

ご指摘のとおり見学会、展示会などの受け付けの際、連名式の手帳は他の参加者の個人情報が見えてしまいますので、一人一枚の単票形式の手帳などにより個人情報に配慮した方法で行うよう庁内各課、教育委員会に通知し、個人情報の保護について指導の徹底を図る所存です。

朝霞台駅にエレベーターを作ってほしい

お願いがあってメールをさせていただきました。今後朝霞台駅にエレベーターを作る予定はありますか？私は車を持っていないので電車しか交通手段がありません。産後の腰痛が酷いので、おんぶ紐も使えません。そのため朝霞台駅にエレベーターがないのがとても困っています。

エスカレーターでのベビーカーの使用は禁止されていますが、首の据わらない子供をかかえ荷物とベビーカーを持つのはとても無理です。駅員さんも忙しそうだったりホームに見当たらない事が多いので手伝いは期待できません。私を含め周りの友達は皆、危ないと分かっているけどエスカレーターを使うしかないのです。

北朝霞への乗り換え駅ですので人は多く、駆け上がってくる人もいますのでとても怖いのです。どうか子供の為にもご検討願えないでしょうか？よろしくお願いします。

駅のエレベーターやエスカレーターは、駅の設備となるため、その設置については、鉄道事業者の事業となっております。

市では、鉄道事業者のエレベーター等のバリアフリー化の推進につきましては、工事費の一部補助などを実施しております。

朝霞台駅のエレベーター設置につきまして、東武鉄道株式会社に確認を行ったところ、エレベーター単体のみの設置ではなく、今後、駅舎全体の改修に合わせ検討していきたいとの回答でした。

しかしながら、身障者の方や、高齢者または小さなお子様をお連れになる保護者の方等の安全性・利便性向上のため、エレベーターの設置について「東武東上線改善対策協議会」を通じ、今後も要望してまいりたいと考えております。

現在、エレベーターが設置されていないため、大変ご不便なことと存じますが、事務所の職員にお声をかけていただければ、対応していただけますので、お声がけいただきたいと思っております。

また、エスカレーターには係員呼出しボタンが設置されており、職員を呼ぶことができると伺っておりますので、お困りの時にはご利用いただきたいと思っております。

タバコのポイ捨てによる道路の汚れとトンネル内道路の汚れについて

1 タバコのポイ捨てによる道路の汚れについて

朝霞台駅周辺は路上喫煙禁止ですが、駅から少し離れた道路（オリンピックから北朝霞陸橋にかけての道路周辺）にタバコの吸い殻が多く捨てられたままになっています。町の美化を汚す人々には憤りを感じます。ポイ捨て禁止の掲示をもっと多くすること、清掃をこまめにするようお願いいたします。

2 東武東上線下のトンネル内道路の汚れについて

三原3-22からのトンネル、本町3丁目から仲町2丁目へのトンネルなどゴミが散乱していることが多いので、清掃するようお願いいたします。

1. タバコのポイ捨てによる道路の汚れに関しましては、朝霞市では「朝霞市 ポイ捨ての防止に関する条例」を定めタバコの吸い殻や空き缶等のポイ捨てを禁止するとともに、「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙をしないよう努めることを規定し、朝霞駅、朝霞台駅・北朝霞駅周辺に「路上喫煙禁止地区」を設け路上喫煙を禁止しております。

また、市民の方には、これらの条例の趣旨をご理解いただけるよう市広報紙や啓発物等を通じて周知し、駅周辺では、ポイ捨て禁止・路上喫煙防止キャンペーンの実施や環境美化推進員による環境パトロール等を実施するなどポイ捨てを許さない環境づくりを進めております。

ご指摘の駅から少し離れた場所のタバコのポイ捨てでございますが、路上喫煙禁止地区が遠ざかると喫煙を始める方や、禁止地区が近づくと喫煙を終える方がおり、それに伴ってポイ捨てが増える傾向がございます。

ポイ捨てにつきましては、個人のモラルによるところが大きいため、今後も引き続きこのような活動を続けるとともに禁止看板等の視覚に訴える啓発物の充実にも努めたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

2. 「東武東上線下のトンネル内道路の汚れについて、三原3-22からのトンネル、本町3丁目から仲町2丁目へのトンネルなど、ごみが散乱していることが多いので清掃を」とのご要望でございますが、ご指摘を受けました東武東上線下トンネル内道路の道路環境につきましては、現地を確認し道路清掃を実施するため業者に発注をいたしましたのでご了承いただきたいと存じます。

今後も道路清掃など道路の維持・管理に努めて参ります。

市内循環バスの本数を増加してほしい。

最近朝霞市に住み始めて循環バスを利用していますが、朝の8時台（一時間に一本）せめて利用の多い時間は本数を増やして貰いたいです。少ない台数での運用で難しいと思いますが今年に入ってから利用して朝一番目のバスが毎日20分以上遅れているので、遅れるなら時間調整をした時間などを時刻表にしたり本数を増やしてみたり対応をお願いします。

朝霞市内循環バス「わくわく号」をご利用いただき誠にありがとうございます。ご質問につきまして、次のとおり回答いたしますのでご了承ください。

朝霞市内循環バスは、「公共交通機関不便地域の解消」「公共公益施設の利用促進」等を目的とし、東武バスウエスト(株)、西武バス(株)、国際興業(株)に委託し運行しております。

ご指摘の運行本数の増便につきましては、現在、バス六台で四つのコースを運行し、一時間毎に一便を確保している状況でございます。

また、遅れにつきましては、幹線道路を走行する路線バスとは異なり生活道路も走行するため、道路状況の変化で遅れがでてしまうことは認識しております。

平成22年4月下旬予定の一部経路の変更と合わせ、実情に合せたダイヤの見直しを行う予定でございますので、ご了承いただければと思います。

健康・福祉

新型インフルエンザの危機的状況を想定したシミュレーションを準備してください。

感染症等は本来管轄保健所である朝霞保健所が主体となると思われませんが、さきの（5月1日）厚生労働大臣の横浜市の対応に対する批判とも見受けられる発言のように朝霞市においても、仮に発生した場合、一部市民からの批判が発することも予想されることではあります。

つきましては、当市でアウトブレイク（集団発生・異常な発生など）した場合などの対応に苦慮する危機的状態を想定して市、保健所、消防、医師会などと協議のうえ、対処をシミュレーションしておく必要があると思います。

また、市のホームページに予防法等を掲載したり、役所の掲示板、広報への掲載、チラシの配布などを今から準備しておくべきであると思いますがいかがでしょうか。

ご検討願います。

市では、新型インフルエンザの発生に備えて、本年1月15日付け広報あさかにおいて特集を組み、新型インフルエンザの概要説明や市民の皆様へに備蓄や咳エチケットのお願いなどの予防啓発を行いました。

また、本年1月30日付けで新型インフルエンザ対策委員会を設置し、新型インフルエンザに関する対応策の検討を進めているところでした。

今回、4月にメキシコで発生した新型インフルエンザでは、市ホームページの新着情報を通して、市民の皆様へ相談窓口や咳エチケットなどの情報提供を行うほか、市内公共施設にもポスターを掲示しておりますが、今後とも、広報やホームページを活用し、市民の皆様が必要な情報を提供していきたいと考えております。

なお、朝霞保健所及び近隣3市（和光市、志木市、新座市）では、地域での連携を図るため、新型インフルエンザに関する情報交換等を行っておりますが、さらに、連携を深めていきたいと考えております。

今後におきましても、市民の皆様への安心と安全を守るために、新型インフルエンザ対策を講じ、必要な時期に適切な対応ができるように、準備してまいりたいと考えております。

保育園における感染症・衛生対策の徹底を指導してください。

現在、子供を、朝霞市の保育園に預けている者です。

先日、新型インフルエンザにかかってしまったお子さんがいると先生より連絡を受けたと思えば、1日2日で一気に10人弱の感染者が出てしまいました。

どこの保育園でもそうなのでしょうし、仕方がないことなのかもしれませんが、集団生活の怖さを強く感じたとともに、保育園の感染症対策・衛生対策は徹底されているのかどうか、とても不安を感じました。

季節柄、風邪をひいているお子さん、先生がとても多く、小さな子供はマスクができませんが、先生方も咳をしてもマスクをされていない方が多いのです。子供達に出来るだけうつさないように、せめて風邪をひかれている先生のマスク着用だけは徹底して頂きたいのです。

また、咳をされているお子さんと隣同士で昼寝をすることによって、子供達へあっというまに病気が移ってしまいます。咳が出る子供は皆より少し離れたところで寝かせるなどすれば、少しは違うのではないかと思うのです。

現在はCM等でも宣伝されているように、様々なウイルス等を除去する空気洗浄機も割と安価で購入できますし、市で管理されている保育園にはそういったものを導入していただくなど検討して頂くことは難しいでしょうか。

これから、ウイルス性胃腸炎なども流行る時期ですし、親としてはとても不安です。少しでも心配りを保育園の方でしていただけたら、少しは違うと思うのです。

どうぞ、感染症・衛生対策の徹底の程、保育園に対し再度ご指導頂けないでしょうか。大事な子供達を守るために、少しでも保育園の先生方や皆様にご協力頂きたいです。いつもお世話になっている先生に直接お願いするのはなかなか厳しいものですから、このような形をお願いをしますこと、ご理解頂けたら幸いです。

現在、朝霞市はインフルエンザ流行発生警報の発令中で、市内保育園における発症も増加している状況です。公立の保育園では、厚生労働省からの通知を受け、衛生管理をはじめとした感染予防対策を指導しております。保育園で発症児がみられた場合の体制を含め、マニュアルを作成して対応しております。民設民営の保育園においても、マニュアルに準じた形で対応していただくようお願いしております。

しかし、咳をしている保育士のマスクの不着用や体調不良がみられる児童を同室で保育している状況がある以上、再度、衛生管理はじめ、感染予防対策の指導を強化してまいります。

また、これからの時期は暖房機器の使用が増えることから、保育室の換気と加湿の指導に努め、お子様の健康管理や、健康状態が変化した場合の登園自粛、医療機関への受診を保護者の皆様へ保育園をとおして指導してまいります。

わくわくどーむの幼児用プールの利用について

わくわくドームのプールをいつも利用させて頂き体力の維持、水の中での開放感、泳げるようになった喜び等を感じており感謝です。リーズナブルな料金も大変嬉しいです。

しかし、若いお父さんお母さんの利用が少ないのが気になります。幼児用プールがいつも利用されていません。せっかく小さい乳幼児用があるのにおむつが外れていないと利用できないからでしょう。ベビーも入れると肌の触れ合いもあって良いのではありませんか。

パパ、ママがもっと利用できるよう保育施設があれば良いですね。

保育時間、曜日などは制限があっても子育てから離れて一時間でも水に親しむことは子育て中のパパ、ママにとってはホッと出来、元気になれることでしょう

どうか来年度に向けて検討お願いいたします。

日ごろより健康増進センター(わくわくどーむ)をご利用いただき誠にありがとうございます。

幼児用プールのベビーの利用につきましては、ご指摘のとおり7月、8月以外は利用者が少ない状況でございます。また、オムツを常用している方は衛生面などからご利用できない規則となっております。ご提言いただいたように、オムツを使用している乳幼児にもプールで触れ合い、楽しんでいただくことも大切なことだと思っておりますが、プールの安全管理面、利用期間(時間)、衛生面など課題もあることから、今後、指定管理者とも協議し、検討してまいりたいと考えています。

次に、保育施設につきましては、プールやトレーニングルームを利用したくても小さなお子さんがいるために利用できない方もいらっしゃることから、一時保育などがあれば子育て中の保護者の方々にとって、ひと時の安らぎにもなり大変有効なものと考えます。しかしながら、場所の確保、安全管理面、設備・備品の調達など課題もございますので、他の施設等を参考にしながら検討してまいりたいと考えています。

本庁正面入口右側にある喫煙所について

建物の構造上、リソな銀行側からの風があると、出入りする人に対して、タバコの煙が不快な程度流れてきます。

本庁の正面出入口は多くの出入りがあるはずなので、対処して頂きたい。

公共の場所における禁煙は当然の事と思われ、市役所敷地内は、最低でも禁煙とすべきではないでしょうか。

現在、市役所では、健康増進法を踏まえ、市庁舎の建物内の全域を禁煙としております。ただし、敷地内においては、喫煙者の方にも配慮し、全面禁煙ではなく、空間分煙を行っております。

具体的には、来庁者の皆様には、正面玄関脇に喫煙場所を設け、利用していただくようお願いしております。また、この場所については、喫煙だけではなく、タバコの火消し場所としてもご利用いただけるように、来庁者の方の目につきやすい場所に設置しております。

次に、現在の場所に喫煙所を設けた経緯につきましては、平成6年4月に市庁舎での禁煙対策を導入以来、平成13年2月に庁舎禁煙実施要領を制定し、来庁者全員を対象に分煙化を行ってまいりました。さらに、平成15年5月の健康増進法の施行、平成16年3月のあさか健康プラン21の制定などを踏まえて、平成16年4月に庁舎禁煙実施要領を改正し、市庁舎の建物内の全域を禁煙とし、合わせて来庁者の喫煙場所を正面玄関脇の1箇所のみとし、現在に至っております。

ご指摘の件につきましては、平成20年11月に市役所正面玄関脇の喫煙スペースの移動を求める請願が市議会に提出され、平成20年第4回定例会と平成21年第1回定例会において検討審議されておりますが、現在まで継続審議となっております。

今後、この請願の審議状況を踏まえて、市庁舎及び敷地における、さらなる禁煙対策について検討してまいりたいと考えております。

また、喫煙所の位置の移動につきましては、タバコの火消し場所であることや投げ捨て防止などに一定の成果を上げていること、さらに適当な移動場所が確保できないことなどにより、適切な対応が現状では難しいことから、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

教育・文化

距離が近い和光市の北原小学校へ通わせてほしい。

根岸台7丁目から子供を小学校に通わせる場合、第八小学校になります。しかし距離が2km近くあり、歩くには距離があります。大人でも2kmの距離を歩いて通勤している人は、あまりいないでしょう。朝霞市と和光市の境に北原小学校があり、市が違うこと、北原小学校のキャパシティの問題は十分承知しておりますが、こちらに通うことはできないでしょうか？ 大人も2kmの距離があれば、自転車やバスなどの交通機関を使用するのに 子供は徒歩というのはあまりにも酷ではないでしょうか。

既に御承知のこととは思いますが、小学校の就学につきましては原則、居住地の指定学校に就学をすることとなります。

しかしながら朝霞市教育委員会では、児童の心身状況や家庭の事情などにより、一定の許可基準を定め、その許可基準を満たす場合に限り、指定学校を変更する「指定学校変更許可」及び区域外（朝霞市以外の在住者）からの就学を許可する「区域外就学」という弾力的な運用を実施しております。

この通学区域の弾力的な運用につきましては、他の自治体においても実施しているところですが、指定学校変更及び区域外就学の許可基準には自治体により若干の相違もございます。

なお、許可基準につきましては、朝霞市のホームページ（教育のカテゴリー内及び和光市のホームページ（学校・教育のカテゴリー内）におきましてご確認いただくことができます。

就学を希望しておられます、「和光市立北原小学校」への区域外就学につきましては、和光市教育委員会におきまして御相談をいただくこととなりますので、和光市教育委員会の学校教育課学務担当へ御相談をしていただくようお願いいたします。

技術の伝承の場を作って欲しい。

朝霞エコネットに行ってきた、すばらしい技術を持って働いている方を発見しました。花の台を作って飾ってありましたが、市の技術養成講座を作り、若い人、失職している人等が技術を確保できる機会を設けることをお願いしたいと思います。伝え育成する場は少なく、是非、朝霞市が力をいれていただきたいと思います。その他、技術、芸術にも同じような部門を設けていただきたいと思います。

公共の場で、目的をもって、門戸を開いてくださいますようお願いいたします。

将来の人たちに高度な技術を伝え、育成する場が少ないため、技術養成講座を開催し、高度な技術を確保できる機会を作ってはどうかとのことですが、この技術の伝承は現代社会において、非常に大切なことと考えております。現在本市では、技術等を養成する講座は開催してはおりませんが、埼玉県などで職業能力や技術の訓練事業を実施しています。

市単独で技術等の養成講座を開催することにつきましては、今後ニーズ等を把握して、実施について調査研究していきたいと考えております。

なお、教育委員会生涯学習課には、「生涯学習ボランティアバンク」という制度がございますが、これは、技術や技能、資格をお持ちの方に登録していただき、これから学習活動に取り組もうとするグループや個人に講師として紹介するものでございます。

教育委員会としては、生涯学習の観点から地域の学びの輪を広げるため、この制度の活用を図っております。

弁財公園テニスコートの使用時間枠を伸ばしてください。

弁財公園テニスコートの使用時間枠を伸ばしていただけないでしょうか？

冬季は仕方ありませんが、5月でさえも16時30分までしか使えないというのは不便すぎます。徐々に時間を延ばしていく形でもいいので、使用時間枠をもっと伸ばしていただきたいです。

また、年間を通して遅くまで使用できるようにナイター設備の導入も考えていただければ幸いです。

仕事後に利用したいのですが、現在の制度だと夏季しか使えず、困っています。少しでも長い時間使えるように御検討をよろしくお願いします。

本市の体育施設は、平成22年4月から、より多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、年末年始とコート整備などの臨時休場日を除き、毎日開場することとなりました。

ご意見をいただきました弁財公園テニスコートの使用時間枠につきましては、各2時間単位で1月から5月まで及び9月から12月までは、午前8時30分から午後4時30分までの間で4枠、6月から8月までは、午前8時30分から午後7時までの間で5枠をご利用いただいております。

利用時間の拡大は、現行の使用枠を日照時間の影響や近隣への影響などを考慮し、設定していることから、これ以上の拡大は、難しいものと考えております。

また、ナイター設備の導入につきましては、施設が住宅街にあるため、近隣への配慮が必要であり、設置経費も多額となることから、現状では難しいものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、早朝や夜間の利用につきましては、現在、使用時間枠を設けている青葉台公園テニスコートや内間木公園テニスコートをご利用くださるよう、お願い申し上げます。

予約完了のお知らせをメールで受け取れるようにしてほしい。

朝霞市立図書館の予約サービスは大変便利で、いつも利用させていただいております。現在、本が用意できたとの連絡を電話でいただいているのですが、日中ほとんど不在ということもあり、できればメールでも受け取れるようにしていただけると助かります。市の通信費も削減されますし、職員の時間も節約できるのではないのでしょうか。

以前住んでおりました土浦市では、メールでも電話でも本の入荷連絡を受けられるようになっていました。市の規模としても同じくらいでしたので、朝霞市での導入もそれほど難しくないのではと考えております。是非ご検討をお願いします。

日頃から図書館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、ご提案のメールでの予約連絡の件でございますが、昨年12月1日より図書館情報システムを更新した際に、このようなサービスが実施できるようなシステムを導入しており、2月1日サービス開始を目指し、現在システム面で不具合が生じないかテストをしております。また、図書館職員におきましてもコンピュータ操作のマニュアルを作成している段階でございます。

1月下旬には、館内でのご案内や、ホームページ上でお知らせを掲載し、お客様のアドレスを登録していただければ、予約資料が確保できた際にメールでご連絡ができるよう準備しておりますので、もうしばらくお待ちいただければと存じます。

今後とも、何かご意見がございましたらお聞かせいただければ幸いです。

図書館本館の飲食スペースと学習スペースについて

以前、飲食スペースにおいて禁止されているはずの談笑が絶えず、また館員がそれを注意することがないことが見受けられるため、学習スペースで集中している方々の迷惑になっているのではないのでしょうか、ということメールさせていただいたところ、館員の方による見回りを増やしていただくというお返事をいただきました。

それから図書館に足しげく通い学習スペースを利用させていただいていましたが、状況が改善されたようには見えませんでした。飲食スペースでは飲食をする目的もなく談笑だけを楽しむ方々、主に主婦層の方々が多くいらっしゃいましたし、最近になっては携帯電話で話し込む場として使う人がいます。確かに館員の方が見回りのお仕事をなさっている姿は拝見しましたが、学習スペースと飲食スペースを覗き込む程度で、いざ談笑が始まっても姿をお見せにならないのでやはり意味をなしていないのではないのでしょうか。

飲食スペースのテーブルに、マナーを守らなければスペースを廃止する可能性があるという張り紙を見ました。そして、前回いただいたメールで学習スペースは市民の要望を受け入れた結果設置されたものであり、本来は入れる予定のないものだったというお話も伺いました。しかし、一度設置したからには学習スペースにも相応の環境があってもいいのではないかと思うところがあります。市民の方々は様々な考えをお持ちのことと存じますが、自分としては本来の機能を果たしていないことが多々見受けられる点、図書館という公共の財産における場の規律を乱しているという点において、飲食スペースを移動ないし廃止してほしいという思いです。

お子さんが読書を楽しんだり、読み聞かせをできるという声を出していい空間と、そうでない空間の区別をしっかりとつけていただきたくメールさせていただきました。

朝霞市立図書館を日頃よりご利用いただき誠にありがとうございます。

飲食コーナーが談笑の場として利用されているとのご意見でございますが、我々も館内の見回り際には、特に飲食コーナーの利用者に対しマナーの向上を促しているところでございます。しかしながら、ずっと飲食コーナーを見張っていることもできないため、談笑が始まってもすぐに注意に行くことは難しい状況です。

目に余るような状況である場合には、カウンターの職員にご連絡いただきますようお願いいたします。今後におきましても、利用者のマナーの向上を図るため、注意を促してまいりたいと考えております。

なお9月26日から、展示・集会室をパーテーションで一部区切り、飲食コーナーとの分離を図りました。皆様には、より集中して学習に取り組んでいただけるのではないかと考えております。

体育施設の 70 歳以上の利用無料について

日ごろ市のお世話になっている者であり心から感謝しています。私は 65 歳から弓道を始め、現在も健康とリハビリのため日々弓道を楽しんでいます。

市長様へのお願いがございます。

施設の使用に関して、市内在住の 70 歳以上の利用を無料にさせていただきたいのです。

今後も高齢者が増えていきますが、高齢者の適度な運動によって保険料の補てんが減少するのではないのでしょうか。私も現在弓道をリハビリと思い楽しんでいます。

是非ご検討くださいますようお願い申し上げます。

ご意見のありました適度な運動は、健康維持につながることから、市では生涯にわたってスポーツに親しんでいただけるよう、総合体育館や武道館、内間木公園弓道場など、様々な体育施設を整備し、多くの市民の皆様にご利用いただいております。また、4 月からは定例的な休館日を廃止し、さらに多くの方にご利用いただけるよう、体育施設の利用促進を図っているところでございます。

ご要望の高齢者の施設使用料の無料化ですが、体育施設の使用料は、「受益者負担」の考えのもと、施設のサービスを受ける利用者に、施設の維持管理費の一部を負担していただくもので、使用料の額は、過度の負担とならないよう設定していることから、ご高齢を理由とした減免措置は設けておりませんので、何卒ご理解いただきたいと存じます。

朝霞市内共通商品券の取扱店を公表してほしい。

朝霞市内共通商品券についてお願いします。

10%お得だと思って購入を考えていましたが、買い物のできる店がどこにあるかさっぱり分かりません。

朝霞市商工会に問い合わせをさせて頂きましたが、店頭のコピーを見るかその都度商工会に問い合わせをして下さいとのことでした。なんて使いづらいのでしょうか。

朝霞の商店街やお店を活性化させるためなら、もっとわかりやすくしないと市民は納得しません。

私も朝霞をもっと知りたいですし、この機会にいろいろなお店に行きたいと思っています。

このままのやり方だと券を買うのをやめよう、という気持ちになるのは明らかです。

早急に使用できる店舗のリストをまとめ、市民に書面で公表するべきではないでしょうか。

朝霞市内共通商品券の取扱店を公表してほしいとのことですが、本商品券事業を実施している朝霞市商工会に掲載についてお願いをしたところ、5月に実施予定の役員会に諮り検討することでした。

取扱店舗の一覧につきましては、掲載が決定次第、市や商工会のホームページ等で公表する予定でございます。

商工会においても、本商品券事業を広く活用していただくために、取扱店舗として実施を予定している市内の事業者に対して説明会を実施して、本商品券の取扱いをしていただくようお願いをし、多くの店舗で利用できるように準備を進めているところでございます。

この機会に是非ともプレミアム商品券をご購入いただき、市内での買物にお使いいただければと思います。

その他

固定資産税など各種クレジットカードで決済できるようにしてほしい。

現在納金している「朝霞市固定資産税」、「朝霞市給食費」及び「上下水道料金」を各種クレジットカード決済が利用できる選択肢が欲しいのですが、今後の施策等について回答願います。

クレジットカードによる公金の収納については、平成18年の地方自治法の一部改正により、平成19年度より本格的に導入できるようになったところです。

クレジットカードで納付する場合には、納税者にとってインターネット等を利用することにより自宅に居ながら24時間決済が可能、税金支払時に現金がなくても納付が可能、クレジットカードの利用によりポイントを獲得できる等のメリットがあります。

また、行政にとっても納税者に対する利便性の向上、現金及び納付書を取り扱わないことによる事務手続の簡素化等のメリットがあります。

しかし、クレジットカードによる納付に当たっては課題もあり、一番大きな課題は手数料の負担の問題があります。銀行、郵便局あるいはコンビニエンス・ストアで納付する場合と比べ、クレジットカードによる納付の場合、クレジット会社の資金回収リスクが加わるため手数料が一定の料率で発生し、この手数料が高額納付になればなるほど高くなるという問題がございます。そのため、他の収納手段における手数料との均衡を保つ必要もあり、現時点での導入は難しい状況ではありますが、公金のクレジット収納は、納税者の利便性の向上と納期内納付の促進にも結びつくため、先進市の事例等を引き続き調査研究してまいります。

広沢の池に錦鯉を放流した経緯を教えてください。

広沢の池の整備工事が終わったようなので、きれいになった池を眺めに行ってきました。その際、気になった点があったので質問させていただきます。

池を見るときれいな錦鯉が泳いでいましたが、あれは朝霞市が放流したものでしょうか？

ご存じだと思いますが、鯉はブラックバスやブルーギルとともに、国際自然保護連合（IUCN）が定めた「外来侵入種ワースト 100」に含まれており、放流する前に環境へ与える影響などを十分に考慮すべき種とされています。

また錦鯉は自然界には存在しない種であることから、外部と繋がっていない池などで飼育するべき”ペット”であり、広沢の池のように水路を通して越戸川、新河岸川、荒川と繋がっている場所への放流は慎むべきであると思います。

朝霞市が放流したのであれば、放流を決定した経緯を、朝霞市が放流したのでない場合は今後どのような対策を考え、実行する予定なのかを教えてください。

広沢の池は、かつては灌漑用水の源として、また、出荷する野菜などの洗い場として利用されてまいりました。

社会状況の変化とともに、現在は、その役目を終えたものの、史跡として昭和48年に朝霞市指定文化財に指定され、憩いの場、愛される池として親しまれてまいりました。

この度の整備工事は、池の岸が崩落し後退していることが判明し、史跡を保護するために実施したものでございますが、池の水を一時的に抜く必要が生じ、池に生息する魚を捕獲し、養漁場で飼育後に、池に戻す作業を行ないました。

ご指摘の鯉も含まれておりましたが、広沢の池には、鯉にまつわる言い伝えがあることから、昔より鯉が生息していることが考えられ、そのまま戻すことといたしました。人為的に放流されたものである可能性もありますが、除外することはいたしませんでした。

なお、今後につきましては、地元町内会等の意見も伺いながら、対応を検討してまいりたいと思います。

Internet Explorer 以外のブラウザにも対応したホームページにして欲しい

公共施設予約のホームページについてです。私は Mac ユーザでブラウザに Safari を使っていますが、テニスコートの予約時にアクセスできないことがしばしばです。

そもそも一私企業の製品である Internet Explorer しか対応していないのは、おかしいと思います。インターネットは Microsoft ユーザーしか使っていないわけではありません。また、ページのレイアウト自体横長すぎて、非常に使いにくい。とてもまともな人が作ったとは思えないデザインです。

同じ税金を払っているのに、特定のメーカーのユーザーしか予約時にアクセスできないのは不公平です。きちんとした作成者に作り直していただくなど、早急の改善を強く望みます。

公共施設予約システムにつきましては、平成12年2月に電話での音声応答によるサービスを開始し、平成14年2月からはインターネット、携帯電話、市内公共施設に設置しております公共情報端末からも利用可能となっております。また、平成19年1月に現在のシステムに更改し、施設の空き照会や予約申し込みなどについて24時間利用可能としたところでございます。

現在、本システムで動作確認しているブラウザといたしましては、Internet Explorer のほか、Opera、FireFox、Safari、NetScape となっております。

ブラウザに Safari をご利用されており、本システムにアクセスできないことがしばしばあるとのことにつきましては、コンピュータウィルス対策ソフトやブラウザのアドオン等のページ先読み機能により、予約処理が続行できない場合がありますので、コンピュータウィルス対策ソフト及びブラウザのアドオン等の設定をご確認いただければと思います。なお、それらを導入、設定していないにも関わらず、依然として不具合が解消されない場合には、OS やブラウザのバージョン等ご利用環境の詳細をお知らせいただければ、システム開発メーカーに調査依頼を行い、対応させていただきたいと考えております。

また、ページレイアウトについてですが、基本メニュー等については、解像度を1024×768ピクセルとして設計しております。しかしながら、指定期間が長い場合や時間割のコマ数が多い場合等には、それらの画面でレイアウトが横に伸びる場合がございます。ページレイアウトにつきましては、パッケージシステムの仕様となっているためご理解いただきますようお願いいたします。

防災無線放送内容のメール配信、HP掲載について

防災無線の放送が全く聞き取れません。メール配信やHP掲載など考慮願えませんでしょうか？宜しくお願いします。

防災行政無線につきましては、市内89箇所に設置されていますが、風向きや建築物等の新築などの影響により聞き取りにくい場所があり、スピーカーの方向の変更や新設等の検討をしているところでございます。

ご意見にありましたメール配信につきましては、配信システムなどの整備運用に多大な経費が見込まれるため難しいものと考えますが、ホームページへの掲載につきましては、現行のシステムを活用し、市役所の開庁時には、掲載してまいりたいと存じます。

広報紙の発行を月1回にするなど経費削減を進めて欲しい

広報紙を月に2回配布されているが、私が過去に住んだ市（地方を含む）で月に2回配布されていたところはありませんでした。広報紙の内容についても、市の広報紙に載せる必然性が低い記事も結構見られます。紙質も厚くてよいものを使っていると思われます。厳しい財政状況の下、経費節減のためにも配布を月1度に減らす、紙質を落とす等検討されてはいかがでしょうか。

広報あさかは、経費削減を目指し、平成19年4月1日より、毎月15日に発行していた生涯学習だよりをはじめ、個別の発行物を取り込み、毎月1日と15日の月2回発行とさせていただいております。また、これにより、市の情報発行媒体を広報あさかへ一元化することも目的としています。

広報あさかの月2回発行ですが、新鮮な情報を発信できるようにもなり、一定の効果をあげていると考えられることから、ご理解賜りたいと存じます。

市としては、市民の皆様にお伝えしなければならないことも多々あり、各課各方面よりの原稿依頼も増加しているところではございますが、ご指摘のとおり、財政状況の厳しき折、原稿の精査による頁数の抑制や紙質の検討など、経費節減に努めて参りますので、あわせてご理解いただきたいと存じます。

土日に住民基本台帳カードの新規発行をできるようにしてほしい。

住民基本台帳カードの新規発行で本人が窓口で手続きするのは当然ですが、仕事の関係で平日に窓口に行けない人が沢山いるなかで、その対策が何一つ行われていないのには不快を感じました。

確定申告の時期なので、住基カードを作ろうと思っても今の現状が何も改善されなければ無意味だと思えます。

せめて月1回、土・日に登録等が出来る機会を設けてほしいです。

早期改善をお願いします。

朝霞市では、現在、休日における窓口サービスを充実すべく、朝霞台出張所（土曜日）と朝霞駅前出張所（日曜日）において可能な限り様々なサービスを提供しているところでございます。

しかし、残念ながら住民基本台帳カードの交付や公的個人認証サービスの登録につきましては、それぞれの専用ネットワークに接続できないことからサービスを行っていない状況でございます。

近年、公的個人認証サービスの登録についてのみ確定申告時期の1月4日から3月15日までの間の土曜日に限り専用ネットワークの接続が可能となったことから、将来的に当該ネットワークが接続できる環境にあるならば、出張所における土曜日窓口サービスにおいても対応してまいりたいと考えているところでございます。

このようなことから、ただいま関連機器の整備に向けて検討しているところですが、なにぶん特殊な機器も含まれているため、現時点においては、整備の目処が立っていないのが実状でございます。

今後におきましても、引き続き環境整備に向けて努力してまいりたいと存じます。